

告示第68号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和4年9月19日

湯川村長 三 澤 豊 隆



新たな字名	同左に包含される区域	
	字 名	地 番
大字浜崎字向川	大字浜崎字 浜崎新田	2633の2、2634の2、2637、2638の1、2639の1、2640の1、2641の1、2642の1、2647の1、2648の1、2649、2653から2661まで、2662の1、2662の2、2663の1、2663の3、2672の1、2672の3、2673の3、2673の4、2674の3、2675の3、2676から2688まで、2689の1、2690の1、2691の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに2634の1、2635、2636に隣接する水路である公有地の全部

大字浜崎字 大館向	2605の1、2605の3、2607の3、2693の1、2694の1、2695の1、2696の1、2697の1、2698の1、2699の1、2700、2701の1、2702、2703の1、2703の2、2704から2708まで、2709の1から2709の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
窪字三反川 原	498の1から498の4に隣接する水路である公有地の全部
字三反川原	1350の1、1351の1、1351の2、1352の4、1354の1、1354の5、1355の1、1356の2、1396の1、1397の1、1398の1、1398の5、1399の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに1352の3に隣接する水路である公有地の全部、大字浜崎字大館向2672の3に隣接する字三反川原の道路である公有地の全部
金橋字村西	251の3
金橋字川原	185の2、250の2及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部